

ケース⑦ 一時帰休による休業手当が支給されているとき

●7月1日時点で一時帰休の状況が解消していない場合

→一時帰休による休業手当等が支払われた月のみで算定するのではなく、通常の給与を受けた月も併せて、報酬月額を算出します。

《賃金台帳》

(単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	残業手当	合計
4月	31日	272,000	10,600	282,600
5月	30日	272,000	5,900	277,900
6月	31日	169,000	3,100	172,100
総計				732,600

○給与の規定

月給制・毎月20日締切、当月25日支払

《記入例》

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 被保険者番号		④ 被保険者種別		⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 選定基礎月		⑦ 選定基礎日		⑧ 選定基礎額		⑨ 備考	
	⑨ 給与支給月		⑩ 給与計算の基礎日数		⑪ 通貨によるもの額		⑫ 現物によるもの額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 平均額		⑮ 修正平均額		⑯ 備考			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
1	23	年金 太郎							-510527		令和2年9月							
	健 280	厚 280	R1年9月	昇(降)給	1.昇給	2.降給	⑧ 選定基礎額	⑨ 備考										
	⑨ 支払月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額										
	4月	31日	282,600	0	282,600	732,600	244,200											
5月	30日	277,900	0	277,900														
6月	31日	172,100	0	172,100														

一時帰休中の報酬も含めて決定します。

「9. その他」欄に休業手当の支払月、一時帰休の実施期間(開始したときは「〇月から一時帰休」と記入します。

●7月1日時点で一時帰休の状況が解消している場合

→4、5、6月のうち、休業手当を含まない月を対象とします。

なお、4、5、6月いずれにも休業手当が支払われている場合は、一時帰休により低額な休業手当等に基づいて決定または改定される前の標準報酬月額で決定します。

《賃金台帳》

(単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	残業手当	合計
4月	31日	130,800	3,500	134,300
5月	30日	268,000	4,000	272,000
6月	31日	268,000	9,100	277,100
総計				683,400

《記入例》

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 被保険者番号		④ 被保険者種別		⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 選定基礎月		⑦ 選定基礎日		⑧ 選定基礎額		⑨ 備考	
	⑨ 給与支給月		⑩ 給与計算の基礎日数		⑪ 通貨によるもの額		⑫ 現物によるもの額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 平均額		⑮ 修正平均額		⑯ 備考			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
1	23	年金 太郎							510527		令和2年9月							
	健 280	厚 280	R1年9月	昇(降)給	1.昇給	2.降給	⑧ 選定基礎額	⑨ 備考										
	⑨ 支払月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額										
	4月	31日	134,300	0	134,300	549,100	274,550											
5月	30日	272,000	0	272,000														
6月	31日	277,100	0	277,100														

一時帰休中の報酬は含まずに決定します。

「9. その他」欄に休業手当の支払月、一時帰休の実施期間(解消したときは「〇月〇日一時帰休解消」等を記入します。